

(法人市民税の中間申告に係る申告書(第20号の3様式等)記載の手引

法人市民税は、市内に事務所等又は寮等がある法人等に課税される市税です。(地方税法第294条) 納税方法は、納税者が自ら税額を計算し、申告等を行って納税する「申告納付」の制度をとっています。 第20号の3様式は、京都市に事務所等を有する法人税法上の普通法人が予定申告をする場合に使用します。

- ※事務所等の開設・廃止、代表者の変更等の事実が発生した場合は「法人等設立・解散・変更届出書」を京都市 市税事務所 法人諸税室 法人市民税担当へ提出してください。(地方税法第317条の2第9項、京都市市税条例第28条第8項、第9項)
- 1 申告書の提出先…「京都市 市税事務所 法人諸税室(法人市民税担当)」に1通を提出してください。 申告書を郵便又は信書便により提出される場合は、郵便物等の通信日付印の日付が申告年月日となります。 受付印を押印した申告書控えが必要な方は、控えに加え、返信先を記載し切手を貼った返信用封筒を同封してください。 郵便又は信書便以外の場合、法人諸税室(法人市民税担当)への到達日が申告年月日となります。

2 中間申告の種類と申告納付期限等

市

<u>中間申告とは、事業年度が6ヶ月を超える普通法人が、事業年度開始の日以後6ヶ月の期間について行う申告のことで、</u> 「予定申告」と「仮決算による中間申告」があります。

| 種類 | 申告内容・計算方法 | 様式 | 申告納付期限 |
|----------------|--|--------------|---|
| 予定申告 | 法人税では、前期確定申告額の6ヶ月相当額等を税額とする申告です。 法人市民税では、前期確定法人税割額の6ヶ月相当額等の法人税割額に、事業年度開始の日以後6ヶ月の期間の事実に基づき計算される均等割額を加えて税額を計算します。 | 第 20 号の 3 様式 | 事業年度開始 |
| 仮決算による 中間申告 | 法人税では、予定申告に代えて事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして、その期間につき仮に決算を行って所得及び税額を計算する申告です。 法人市民税では、法人税でこの申告を行う場合に、当該法人税額に応じて計算される法人税割額に、当該6ヶ月間の事実に基づき計算される均等割額を加えて計算します。 ※法人税で中間申告義務がない場合、仮決算による中間申告書に記載すべき法人税額が予定申告に係る法人税額を超える場合及び通算親法人が協同組合等である通算子法人は、仮決算による中間申告はできません。 | 第 20 号様式 | 事 果 中 段 日 日 を 経 過 し た 日 か ら 2 ヶ 月 を 経 り ろ り た 月 り り り り り り り り り り り り り り り り り |

なお、中間申告の申告義務がある法人が期限内に中間申告を行わない場合は、申告納付期限に予定申告の提出があったものとみなされます (みなす申告)。未納の場合は、その税額を通知しますので、納付をお願いいたします。

* 通算子法人にあっては、当該事業年度開始日からその開始の日の属する通算親法人(通算子法人が予定申告を行う場合は、協同組合等も含まれます。)の事業年度開始日以後6月を経過した日までの期間の月数が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。

(地方税法第321条の8第1項、第2項又は地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)第2章第4節第8の49の2、49の3)

3 中間申告の申告(納税)義務

- 法人税法上の普通法人は、原則として、中間申告義務があります。
- 法人税法上の普通法人であっても、次の事業年度分についての中間申告義務はありません。

中間申告を必要としない(連結)事業年度

- 〇国税の法人税で中間申告を要しない事業年度
- ・解散後の清算事業年度(清算中の通算子法人を除く。)又は設立後最初の事業年度 (新設合併による設立を除く)
- ・次の計算式により算定される金額が10万円以下となる事業年度(法人税法第71条第1項)

「前期の法人税額」÷前期の月数 (1ヶ月未満切上げ) × 6 (100円未満切捨て)

ただし、適格合併をした合併法人は、特別の計算方法により計算します。

詳しくは所轄の税務署までお問い合わせください。

- (注1) 「前期の法人税額」とは、前期の法人税申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」の欄の金額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)であり、当期の事業年度開始日以後6カ月後までに確定した金額です。
- * 通算子法人にあっては、当該事業年度開始日からその開始の日の属する通算親法人(通算子法人が予定申告を行う場合は、協同組合等も含まれます。)の事業年度開始日以後6月を経過した日までの期間の月数が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。

記載例 (第20号の3様式)

金額は1円単位まで記載し、「00」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てて記載してください。 「※」の印刷のある欄は記載不要です。



管理番号

京都市が設定した管理上の番号(8桁)です。下段のマイナンバー制度による法人番号とは異なります。

法人番号

マイナンバー制度による法人 番号 (13 桁) です。

当該市町村内に所在する事 務所、事業所又は寮等

本店所在地が京都市以外の 法人が京都市内に所在する 事務所等の名称、所在地を 記載します。

通算親法人の事業年度の期間

通算子法人が、当該事業年 度開始の日の属する当該法 人に係る親法人の事業年度 の期間を記載します。

※令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からは連結納税制度に代わり通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。

指定都市に申告する 場合の⑥の計算

行政区ごとの均等割額を計算する欄です。

事務所等又は寮等の所在する行政区名、月数(その区に事務所等又は寮等を算定期間中に有していた月数)、従業者数(算定期間末日現在のその区の人数)、及び均等割額を記載します。

区が 11 以上になる場合は、 第 20 号様式別表 4 の 3 を 添付し、この計算欄には記載しません。

税額の記入及び訂正のお願い

京都市では、申告期限前に送付する予定申告書に、納税額を印字しておりません。前期確定申告分の 法人税割額について印字しておりますので、これをもとに<u>予定申告分の法人税割額及び均等割額につい</u> て記載いただきますようお願いいたします。

なお、印字額は、事務上の都合により、事業年度開始の日から6ヶ月後(通算子法人にあっては、当該事業年度開始日からその開始の日の属する通算親法人(協同組合等も含まれます。)の事業年度開始日以後6月を経過した日までの期間が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えてください)より少し前の時点のものとなっており、その後の修正申告等のため正確な金額ではないこともまれにあります。その場合は、お手数ですが、印字額を二重線で抹消していただき、正確な金額をその上に記載(訂正)いただきますようお願いいたします。

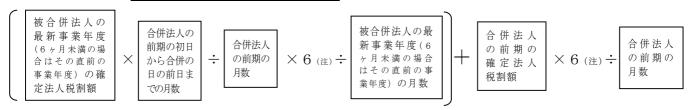
各個の電影のポイント

※詳細は京都市のホームページ(京都市情報館)をご参照ください。 また、ご不明な点があれば、法人市民税担当までお問い合わせください。

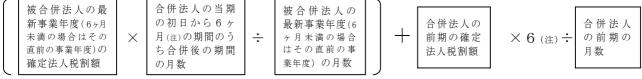
| 欄 | 記載のしかた | | | |
|---|---|--|--|--|
| 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 | 前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、() 内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 * 通算子法人は、当該事業年度の開始日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を() 内に記載します。 | | | |
| 前期末現在の資本金の額 及び資本準備金の額の 合算額 | 前事業年度の末日現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。法人市民税の均等割の税率区分を判定する際は、「当該合算額」と下記の「前期末現在の資本金等の額」を比較し、 大きい方を基準とします。 | | | |
| 前期末現在の資本金等の額 | 法人税法第2条第16号に規定する前期末現在の資本金等の額を記載します。ただし、無償増資・減資等による欠損てん補などを行った場合は、当該資本金等の額から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算した額となります。(地方税法第292条第1項第4号の2) | | | |
| ②欄 予定申告税額(①×6/ 前事業年度又は前連結事業 年度の月数) | 『①×6÷前事業年度の月数』の金額を記載します。 法人市民税では、先に6を乗じてから月数で除します。 * 通算子法人にあっては、当該事業年度開始日から、その事業年度開始日の属する通算親法人(協同組合等も含まれます。)の事業年度開始日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算します。 (地方税法施行令第48条の10において準用する地方税法施行令第8条の6第1項) ※適格合併があった場合は、下記の特別な計算方法により計算します。 月数の計算は、暦に従い、1ヶ月未満の端数は切り上げます。 | | | |
| ⑥欄 (均等割額の合計額) ×⑤ / 1 2 | 先に右下の「指定都市に申告する場合の⑥の計算」欄に記載し、(区が 11 以上になる場合は第 20 号様式別表 4 の 3 に記載し、) その均等割額の合計額を (第 20 号様式別表 4 の 3 に記載した場合は その計欄の金額を) 記載します。 | | | |
| ⑨~⑪欄 | ⑨欄から⑪欄に記載するのは、各欄に対応する、京都市分の前事業年度等の法人市民税確定申告書に記載した金額です。 ただし、当該京都市分の確定申告に係る修正申告又は更正が、この予定申告の算定期間中にあった場合は、その修正申告書又は更正通知書に記載した金額です。 | | | |
| 18 欄 | 前事業年度等の確定申告で法人税割の課税標準を分割した法人は、 『⑩×⑨上段 () 内÷⑨下段』の金額を、それ以外の法人は、 『⑨ 上段 () 内 × 前事業年度等の法人税割の税率』の金額を記載します。 | | | |

※法人税法上の適格合併に係る合併法人が次に掲げる予定申告を行う場合の「②欄」の計算方法

1 適格合併に該当する吸収合併を前期中に行った合併法人に係る当期分の予定申告の場合



2 適格合併に該当する<u>吸収合併を当期開始後 6 ヶ月(注)中に行った合併法人</u>に係る当期分の予定申告の場合



3. 適格合併に該当する新設合併を行った合併法人に係る設立後最初の事業年度分の予定申告の場合

各被合併法人の (被合併法人の最新事業年度(6ヶ月未満の場合はその直前の事業年度)の確定法人税割額 × 6 (注) ÷ (注) ・ (を合併法人の最新事業年度(6ヶ月未満の場合はその直前の事業年度)の月数 の額の合計額

1、2、3とも、月数の計算は、暦に従い、1ヶ月未満の端数日数は切り上げます。

この計算を行う場合、被合併法人の名称・所在地、適格合併の日、被合併法人の最新事業年度、被合併法人の最新事業年度の確定法人税割額など、この計算の根拠となる事項を別紙に記載して添付してください。

(注) 通算子法人にあっては、当該事業年度開始日から、その事業年度開始日の属する通算親法人(協同組合等も含まれます。)の事業年度開始日 以後6月を経過した日の前日までの期間の月数が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。

4 法人市民税の計算方法

税額 = (1)「法人税割額」 + (2)「均等割額」

- (1)「法人税割額」… 各欄の記載のポイント②欄の記載のしかたをご参照ください。
- (2)「均等割額」 … 事務所等又は寮等があれば課税されます。計算方法は下記をご参照ください。
- ○「事務所等」とは、社会通念上そこで(本業副業を問わず、準備業務や残務整理なども含めて)法人等の事業を行うための拠点と考えられる場所のことです。
- ○「寮等」とは、法人等の従業員の福利厚生(宿泊・慰安・娯楽等)のためにいつでも【常時利用できるよう用意された施設のことです。

<均等割の計算方法>

均等割の税率(年額) × 算定期間中にその区で事務所等又は寮等を有していた月数 ÷ 12 (100円未満端数切捨て)

京都市の均等割の税率(年額)

均等制の税率区分を判定する場合の資本金等の額は、算定期間の末日(予定申告のみ算定期間初日の前日)現在のものを用います。

| 法人等の区分 | | 区内の従業者数(※2) | | |
|--|---|----------------|---------|-------|
| | | 50人以下 | 50人を超える | |
| 資本金等の 額(※1)を 有する法人 | ア | 1千万円以下 | 5万円 | 12万円 |
| | 1 | 1千万円を超え、1億円以下 | 13万円 | 15万円 |
| | ゥ | 1億円を超え、10億円以下 | 16万円 | 40万円 |
| | I | 10億円を超え、50億円以下 | 41万円 | 175万円 |
| | オ | 50億円を超える | 4177 | 300万円 |
| 資本金(出資金)の額を有しない法人及び公共法人等 | | | | |
| (一般社団(財団)法人、人格のない社団等) ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。 | | | 5万円 | |

- ※1 〇均等割の税率区分の基準となる期末現在の「資本金等の額」は、次の①と②を比較し、大きい方の額となります。
 - ① 法人税法上の資本金等の額(注) 無償減資等による欠損でん補額 + 無償増資額
 - ②「資本金 + 資本準備金」又は「出資金の額」

なお、法人税割の税率区分を判断する場合は、均等割のような大小比較は行わず、①の金額を用います。

また、平成 27 年 3 月 31 日以前開始事業年度の場合は、「資本金等の額」は法人税法上の資本金等の額をいい、かつ上記のような大小比較は行いません。

- (注) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額
- ※2 均等割の算定上用いる「従業者」とは、事務所等又は寮等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいいます。 (非常勤の重役、顧問、派遣労働者(派遣元法人の従業者には含まず、派遣先法人の従業者数に算入します。) アルバイト、パート等も含まれます。) この従業者数は、算定期間の末日現在の人数によります(注)。 算定期間の中途で新設又は廃止された事務所等又は寮等でも同様です。
- (注) 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(協同組合等も含まれます。)の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者数を記載します。
- ※ 均等割額は行政区ごとに算定します。(政令指定都市では行政区の区域が一つの市の区域とみなされています。)(地方税法第737条) この行政区ごとの均等割額の合計額が、京都市で課税される均等割額となります。

「月数」は、1ヶ月未満の端数日数は切り捨てます。(0月となる場合のみ切り上げ)。(地方税法第312条第4項)

5 法人市民税の納付 ※法人諸税室(法人市民税担当)の窓口では、納付は取り扱っていません。

確定申告書等で計算した**税額等を、納付書に記入して、納期限(原則、申告期限と同日)までに以下の納付場所で納税してください。(「納付書」**は京都市のホームページからもダウンロードできます。)

- ○市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所・右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- ○次の金融機関の本店・支店・出張所

銀行(みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正)、信用金庫(京都、京都中央)、信用組合(京滋、近畿産業)、農協(京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都)、

その他(近畿労働金庫)

○

近畿二府四県のゆうちょ銀行直営店・郵便局

「京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<令和7年4月1日現在>

納税が困難な場合は、市税事務所 諸税徴収担当[電話 075-222-3514]にご相談ください。 納税が遅れますと、延滞金をご負担いただき督促及び滞納処分を行うこともありますので、ご留意ください。

[申告書等の提出・お問合せ先] (電話) 075-222-3699 (FAX) 075-213-5305

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎地下1階 京都市 市税事務所 法人諸税室(法人市民税担当)

[web サイト] 「京都市情報館」→「暮らしの情報」→「市税」→「市税の種類」→「法人市民税」

令和7年10月 京都市 市税事務所 法人諸税室(法人市民税担当)